

第3章 自然共生社会の構築



第1節 環境基本計画の施策目標

- ・県民一人ひとりや事業者が生物多様性の重要性を認識し、暮らしの中や事業活動において生物多様性に配慮した行動がとられている社会を実現
- ・地域の自然環境等に基づく「生態系サービス」の持続可能な活用が促進され、快適で豊かな社会を実現
- ・グリーンインフラの整備が促進されるなど、自然環境の有する機能を活用することによって、快適性や災害等に対するレジリエンス（強靭性）の向上が図られた社会を実現

第2節 令和5年度の取組概要と成果等

1 生物多様性の保全および生態系サービスの持続可能な利用の促進

1-1 重要な自然環境や野生生物の保全

(1) みえ生物多様性推進プラン

令和2（2020）年3月に策定した第3期「みえ生物多様性推進プラン」の取組方針に沿って、県民の皆さんに多様な生物の恩恵やその重要性を理解していただくため、環境学習会における講演や、自然観察会等での情報提供を通じて、生物多様性について、気軽に学べる場づくりに取り組んでいます。令和5（2023）年度は本プランの最終年度にあたり、これまでの生物多様性保全への取組状況や新たな国家戦略「生物多様性国家戦略 2023-2030」をふまえ、第4期のプランを策定しました。

また、さまざまな主体の協創による生物多様性保全を図るため、県が活動団体と活動を支援する企業、市町等をマッチングし、各々が連携して社会全体で本県の自然を支え合う「みえ生物多様性パートナーシップ協定」の取組を進めました。

(2) 自然環境保全地域の指定

優れた自然環境を維持している地域を保全するため、三重県自然環境保全条例に基づき、これ

までに藤原河内谷地域等5地域を自然環境保全地域に指定しました。

また、自然環境保全地域等の自然環境の保全を図るため、知事が任命した自然環境保全指導員により、自然環境地域や希少野生動植物主要生息生育地等において、自然環境の保全に関する情報収集を行うとともに、貴重な植物等の採取、鳥獣の殺傷・捕獲、その他自然資源の乱掘を行わないよう、地域住民に対して指導・助言を行いました。

表 2-3-1 三重県自然環境保全地域の指定要件

区域の状況	規模要件
① すぐれた天然林が相当部分を占める森林区域 (これと一体となって自然環境を形成している土地の区域を含む。)	10ha以上
② 地形・地質が特異であり、又は特異な自然現象が生じている区域（これと一体となって自然環境を形成している土地の区域を含む。）	2ha以上
③ その区域内に生存する動植物を含む自然環境がすぐれた状態を維持している海岸・池沼・湿原・河川の区域	1ha以上
④ 植物の自生地、野生生物の生息地・繁殖地・渡来地、又は樹齢が高く、かつ学術的価値を有する人工林が相当部分を占める森林で、その区域の自然環境が①～③に相当する程度を維持している区域	1ha以上

(3) 開発行為の届出制度

三重県自然環境保全条例に基づき、一定規模の自然地が含まれた開発行為を行おうとする事業者に対して、希少野生動植物の保護や地域特性に配慮した緑化を求ることにより、自然環境損壊の抑制を図りました。

(4) 開発行為等の指導

宅地開発については、都市計画法および三重県宅地開発事業の基準に関する条例に基づき、都市の健全な発展に資するため、秩序ある整備と乱開発の防止に努め、宅地開発の環境の適正化を図るよう指導しました。

(5) 鳥獣の保護・管理

我が国に生息する野生の哺乳類（一部を除く）、鳥類については、鳥獣の保護および管理並びに狩猟の適正化に関する法律によって保護の対象とされており、狩猟ができる種は46種類に限定されています。狩猟については、さらに期間、場所、資格等の制限が定められており、これらの捕獲規制によって鳥獣の保護を図っています。

また、令和4（2022）年3月に「第13次鳥獣保護管理事業計画」を策定し、鳥獣保護区等を計画的に設定するとともに、被害防止の捕獲許可、鳥獣保護思想の普及等により鳥獣の保護管理を図りました（表2-3-2、表2-3-3）。

表2-3-2 鳥獣保護区等の設定状況（県設定）

（令和6（2024）年3月末現在）

区分	鳥獣保護区	特別保護地区	休猟区	特定猟具使用禁止区域	指定猟法禁止区域
箇所数(箇所)	83	7	0	116	9
面積(ha)	44,871	613	0	68,293	25,764

表2-3-3 鳥獣保護事業実施状況

区分	概要
鳥獣保護区等の設置	鳥獣保護区、特別保護地区、休猟区、特定猟具使用禁止区域の設定および管理
ポスター募集	小・中学生、高校生を対象にポスター募集
傷病鳥獣の保護	傷病野生鳥獣救護医師の登録および傷病鳥獣の救護

(6) 天然記念物指定による動植物の保護

文化財保護法、三重県文化財保護条例に基づき、学術的に価値の高い動植物を天然記念物に指定し、保護を行っています。

天然記念物を適切に保全していくため、該当する市町に対して必要な助言をしています。開発事業等においても、その影響を可能な限り少なくするよう隨時、事業者に対して必要な助言・指導をしました。

また、天然記念物の保全活動等に対して補助事業を7件実施し、地域住民の自主的な保全活動の活性化、地域の財産としての活用を図る取組を促しました。

(7) 希少な動植物の保護

希少野生動植物種の生育調査や保全活動を11種に対して実施しました。

1-2 豊かな里地・里山・里海の保全

（里地里山保全活動計画の認定制度）

地域の住民団体等による里地里山における自然環境保全活動を促進するため、三重県自然環境保全条例において、里地里山保全活動計画の認定制度を設け、保全活動を行う団体への情報提供を行っています。

令和5（2023）年度末現在で43団体の活動を認定しています。

1-3 生物多様性への負荷の抑制

（移入種による影響対策の推進）

三重県自然環境保全条例に基づき、生物多様性の確保のため、地域の生態系に著しく支障を及ぼすおそれのある移入種をみだりに放逐等することを規制し、その普及啓発を行いました。

また、県民に対し、動物の終生飼養や遺棄防止の普及啓発を行いました。

1-4 生物多様性保全の基盤整備

（1）海岸の水際線の保全・再生

伊勢湾沿岸の海岸堤防については、近年、改良が完了したところ以外は、昭和28（1953）年の台風13号および昭和34（1959）年の伊勢湾台風以後に築造されたものが大部分で、築後50年以上経過し、老朽化が著しい箇所も見られるこ

とから、安全性の確保・向上とともに、環境面にも配慮した整備を図る必要があります。

また、熊野灘沿岸における熊野市以南の約20kmに及ぶ海岸線は、太平洋からの荒波が直接襲来するため、海岸線の侵食が甚だしい地域となっています。

こうした中で、高潮・侵食の対策を強力に推進するとともに、生態系に配慮しつつ人びとが安心して気軽にふれあえる海岸環境の整備を図る必要があります。

(2) 砂防事業の実施における配慮

砂防事業を実施している地域は、過去に土砂災害が発生した箇所、あるいは土砂災害の発生のおそれがある箇所です。一方で、貴重な動植物が存在するなど豊かな自然環境を有している地域が多く、これらは人びとの憩いの場となっています。このため、砂防事業は土砂災害を防止しつつも良好な自然環境を残すことが求められています。このようなニーズを実現するために、流域全体を対象として総合的な取組が必要であり、施設整備においては、このことを考慮して事業を進めています（表2-3-4、表2-3-5）。

表2-3-4 砂防事業実施箇所（令和5（2023）年度）

内 容	実施場所
通常 砂 防	小瀧川（いなべ市） ほか 50渓流

表2-3-5 砂防事業の主な工法における環境配慮の内容

種類	環境配慮の内容
透過型 砂防堰堤	・上流から下流にかけて河川の連続性が分断されないため魚類、動物等が容易に移動できる経路を確保 ・谷筋の景観を遮蔽する部分が少なく、先を見通せることによる景観の保全
渓流保全工	・河道内に瀬と淵の創出による自然環境の回復・再生 ・自然石を利用し魚道を意識した床固工

(3) 海岸等における親水空間の整備

海岸の整備にあたっては、周辺の自然環境や景観に配慮した人工リーフ設置、養浜等により、海浜の利用を増進するための親水空間の創出を進めました。

(4) 海岸環境の整備

護岸・堤防等の海岸保全施設の整備とあわせて、海浜利用を促進するため、周辺の自然環境や海岸域の生態系に配慮した人工リーフ設置、養浜等を実施しました（表2-3-6）。

表2-3-6 海岸環境の整備状況

（令和5（2023）年度）

海岸名等	事業内容
宇治山田港海岸（伊勢市）	堤防
井田地区海岸（紀宝町）	人工リーフ、養浜

(5) 河川環境

本県の河川は、令和6（2024）年3月末現在、一級河川と二級河川をあわせて、554河川、総延長にして2,540kmあり、地理的に3つのゾーンに分類することができます（表2-3-7）。

- ・環伊勢湾ゾーンの河川は、木曽三川を除き、鈴鹿山脈、布引山地、紀伊山地から流下し、山地部を経て伊勢平野を形成し、ゆるやかな流れとなって伊勢湾に注いでいます。
- ・伊賀内陸ゾーンの河川は、淀川水系に属し、布引山地から流下し、全て木津川、淀川を経て大阪湾に注いでいます。
- ・熊野灘ゾーンの河川は、流路延長の短い単独水系が多く、我が国有数の多雨地帯から流下し、熊野灘に注いでいます。

表 2-3-7 三重県の河川
(令和 6 (2024) 年 3月末現在)

ゾーン	一級・二級	水系名等	河川数	河川延長(km)
環伊勢湾	一級河川	木曽川	27	89
		鈴鹿川	46	246
		雲出川	40	257
		櫛田川	68	238
		宮川	55	305
		小計	236	1,135
	二級河川	24水系	98	503
	計	29水系	334	1,638
伊賀内陸	一級河川	淀川	96	450
熊野灘	一級河川	新宮川	30	167
	二級河川	49水系	94	286
	計	50水系	124	453
合計	一級河川	7水系	362	1,751
	二級河川	73水系	192	789
	計	80水系	554	2,540

(6) 自然環境に配慮した川づくりと親水空間の形成

① 潤いとふれあいのある水辺空間の形成
治水、利水の機能だけでなく、潤いとふれあいのある水辺空間を創出する施設整備を推進しています。

② 街のシンボルとしての川づくり

河川周辺の自然的、社会的、歴史的環境と調和を図りつつ地域整備等を進めるため、市町の行う街づくりと一体的に水辺空間の整備を推進し、人びとが安心して暮らせる街のシンボルとなる川づくりを進めています。

(7) 河川・溪流・湖沼の保全・再生

・河川改修の実施における配慮

近年の良好な環境を求めるニーズの増大に伴い、河川は単に治水、利水の機能を持つ施設としてだけでなく、多様な自然環境のある空間としてその役割を期待されるようになってきています。

このような社会的要請のもと、河川が本来有している生物の良好な生育環境に配慮し、あわせて美しい自然環境の積極的な保全または回復をめざし、自然環境に配慮した川づくりを行っています。

令和 5 (2023) 年度には、一級河川大内山川等において、魚巣ブロックを用いた護岸整備を行い、水生生物の生息環境の確保に努めました。

2 自然とのふれあいの確保

2-1 自然公園等の整備・活用

(1) 自然公園等の管理・保護

県内の優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図るため、自然公園法および三重県立自然公園条例に基づき、自然公園が指定されています。

令和 6 (2024) 年 3月末現在、県内には国立公園 2 か所、国定公園 2 か所、県立自然公園 5 か所があり、その面積は 208,477ha で県土の約 36.1% を占めています。

自然公園は、それぞれの自然公園ごとに策定される公園計画（保護計画および利用計画）に基づいて管理・整備されています。このうち保護計画では、保護の必要性によって特別保護地区、特別地域（第 1 種、第 2 種、第 3 種）、普通地域、海中公園地区に指定し、風致景観に支障を及ぼす一定の開発行為の規制を行っています。

また、自然公園指導員、三重県自然環境保全指導員等による公園区域の巡視や公園利用者に対する啓発・指導等を行いました。

加えて、自然公園法、三重県立自然公園条例、三重県自然環境保全条例に基づき、国定公園、三重県立自然公園、三重県自然環境保全地域で行われる行為に対して許可申請や届出を受理し審査しました。

伊勢志摩国立公園では、「一般財団法人伊勢志摩国立公園協会」が開催する、同国立公園の保全や利用に継続的に取り組まれている方を表彰する「石原円吉賞」表彰式と合わせて、「式年遷宮とともに永遠に続く伊勢神宮の森林管理」をテーマとした講演会や、地域の資源を活用したクラフト体験等、国立公園指定の記念イベントを実施しました。

(2) 「三重県民の森」および「三重県上野森林公園」の活用

自然とのふれあいの場を提供するために、県民が自ら体験することができる多様で豊かな森林を創造し、広く県民が身近に憩い、学び、楽し

むことのできる「三重県民の森」と「三重県上野森林公園」を設置しています。

これらの森林公园については、平成 20(2008) 年度から指定管理者制度を導入し、利用者のニーズに沿った自然観察会の開催や四季折々の情報をホームページで発信するなど民間の優れたノウハウを取り入れた結果、利用者数の増大を図ることができました。

なお、令和 5 (2023) 年度の来園数は、「三重県民の森」が 159 千人余り、「三重県上野森林公園」が 119 千人余りでした。

(3) 自然公園等利用施設の整備

① 自然公園施設の維持管理

自然公園等の適切な利用の促進と安全の確保を図るために、利用計画に基づき、博物展示施設、野営場、広場、休憩所、駐車場、歩道等の施設整備を行っています。これらの施設について、設置市町等に維持業務を委託するとともに、市町、自然公園指導員、三重県自然環境保全指導員らと協力して点検を行いました。また、老朽化した施設や破損したものについては、必要に応じて補修、修繕を行いました。

表 2-3-8 自然公園事業（令和 5 (2023) 年度）

公園名	施行地	種別	事業内容
伊勢志摩国立公園	近畿自然歩道（南伊勢町）	交付金	転落防止柵改修
	近畿自然歩道（伊勢市）	交付金	標識改修
	登茂山集団施設地区（志摩市）	交付金	標識改修
吉野熊野国立公園	鬼ヶ城園地（熊野市）	交付金	歩道改修
	阿田和園地（御浜町）	交付金	園地整備
鈴鹿国定公園	東海自然歩道（菰野町）	交付金	橋梁改修
室生赤目青山国定公園	霧山園地（伊賀市）	交付金	転落防止柵改修
区域外	東海自然歩道（伊賀市）	交付金	歩道改修
	近畿自然歩道（伊勢市）	交付金	標識改修
	近畿自然歩道（多気町）	交付金	標識改修

② 東海自然歩道の整備

東海自然歩道は、東京の明治の森高尾国定公園と大阪の明治の森箕面国定公園を結ぶ自然歩道で、関係都府県は 1 都 2 府 8 県、路線延長は 1,734km となっています。

県内の延長は約 197 km で、6 市 1 町にまたがり、年間約 335 千人（令和 4 (2022) 年度）が利用しています（表 2-3-9）。その維持管理はそれぞれの市町に委託しており、老朽化による損傷部の補修、標識の設置等を必要に応じて実施しました。

表 2-3-9 東海道自然歩道市町別一覧表（延長：km）

市町名	延長	市町名	延長	市町名	延長
いなべ市	33.8	鈴鹿市	9.9	津市	37.4
菰野町	32.6	亀山市	27.9		
四日市市	1.9	伊賀市	53.6	計	197.1

③ 近畿自然歩道の整備

近畿自然歩道は、平成 9 (1997) ~13 (2001) 年度で整備を実施した全国 8 番目の長距離自然歩道で、福井県敦賀市松島町と兵庫県南あわじ市を結び、関係府県は 2 府 7 県、路線延長は 3,292km となっています。

県内の総延長は 391km で、中南勢地域から東紀州地域にかけて 7 市 7 町を通り、年間 514 千人（令和 4 (2022) 年度）が利用しました。鈴鹿山脈沿いに南下している東海自然歩道と連絡して、本県の長距離自然歩道網を形成しており、維持管理はそれぞれの市町に委託して実施しました。

2-2 サステナブル・ツーリズムの推進

(1) エコツーリズム

県では、自然・歴史・文化等地域固有の資源を生かして観光を楽しむエコツーリズムの取組を促進しています。

令和 5 (2023) 年度には、美しい自然や豊かな伝統・文化を資源として活用している事業者等で組織されている、「伊勢志摩国立公園エコツーリズム推進協議会」と連携し、ツアーガイド研修を行いました。

(2) グリーン・ツーリズム

グリーン・ツーリズムとは、都市等で生活する人びとが、自然豊かな農山漁村において、その地域の農林漁業を体験したり、自然や文化にふれる中で田舎暮らしや地域の人びとの交流を楽しむ余暇活動の一つです。

中山間地域においては、グリーン・ツーリズムの取組推進により、都市住民との交流による販路の拡大や就労の場の拡大、新たなビジネス創出など、地域住民の参画による地域活性化への期待が大きくなっています。

令和 5 (2023) 年度には、安全管理講習による実践組織のレベルアップなどを図ったほか、農山漁村地域の情報を冊子「三重の里いなか旅のススメ」の配布や WEB サイト、メールマガジン等により県内外に広く発信するとともに、農林漁業体験民宿の開業など受入体制の整備なども支援しました。

2-3 自然とのふれあいを通じた環境意識の向上

(1) 緑地整備の促進

① 緑化の推進

県では、みどり豊かな環境の創出を図るために、緑化を推進しています。三重緑化基金やご寄附いただいた緑の募金により、学校や地域の緑化、緑化活動を展開する地域の団体を支援している公益社団法人三重県緑化推進協会と連携して、県民一人ひとりが、自主的に参画する緑化運動を進めました。

② 緑の基本計画の推進

「緑の基本計画」とは、都市計画区域に係る市町において、具体的な緑の将来像と目標を設定し、その実現に向けた施策を定めるものであり、県としてもその策定・改定を推進しています。

なお、「緑の基本計画」の指針となる「三重県広域緑地計画」については、平成23(2011)年に改定しています。

表 2-3-10 緑の基本計画策定状況

策定期	策定期市町村数	策定期市町村
平成15年度以前	5	伊勢市、亀山市、旧松阪市、旧嬉野町、旧上野市
平成16年度	0	
平成17年度	0	
平成18年度	1	鈴鹿市
平成19年度	0	
平成20年度	2	桑名市、志摩市
平成21年度	1	多気町
平成22年度	0	
平成23年度	0	
平成24年度	0	
平成25年度	0	
平成26年度	0	
平成27年度	0	
平成28年度	0	
平成29年度	1	津市
平成30年度	0	
令和元年度	0	
令和2年度	0	
令和3年度	4	四日市市、菰野町、朝日町、川越町
令和4年度	0	
令和5年度	0	

注) 緑の基本計画は都市計画区域に係る市町村において策定期に策定期する計画です。

(2) 都市公園

令和4(2022)年度末における都市公園の整備状況は、2,904か所、約1,746haです(図2-3-1)。都市計画区域内人口1人あたりの都市公園面積は、約10.7m²です。

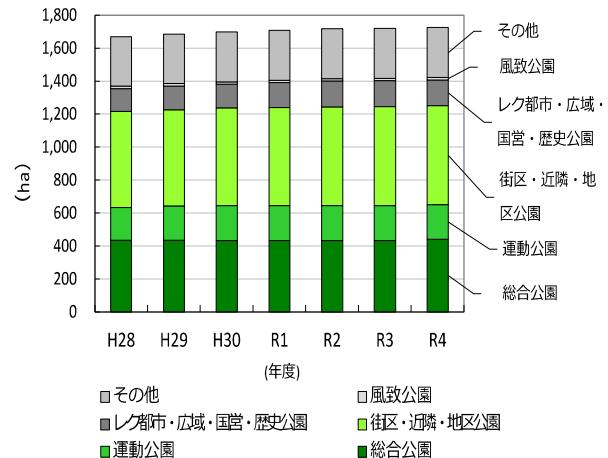


図 2-3-1 都市公園面積推移

・都市公園の整備

都市公園は、都市に緑を増やし、住民に憩いの場を提供するなど多目的に利用され、大気汚染や騒音等の緩衝地帯、あるいは災害時の避難地として都市の良好な生活環境づくりに大きな役割を果たしています。

令和4(2022)年度末で、本県の都市計画区域内人口1人あたりの都市公園面積は、約10.7m²です。県営都市公園は、北勢中央公園、亀山サンシャインパーク、ダイセーフォレストパーク(鈴鹿青少年の森)、県庁前公園、大仏山公園、五十鈴公園、熊野灘臨海公園の7つの公園があります。

令和5(2023)年度には、北勢中央公園および熊野灘臨海公園について整備を進め、市町においては、尾鷲市の国市浜公園等で整備が行われました。

表 2-3-11 県営公園の整備状況

(令和5(2023)年度)

県営公園名	計画面積(ha)	内容
北勢中央公園	98.1	園路整備等
熊野灘臨海公園	555.6	プール整備等

3 森林等の公益的機能の維持確保

3-1 森林環境の保全

(1) 森林計画制度の円滑な執行

森林の持つ公益的機能を高度に発揮させるため、県内を表 2-3-12 のように区分し、区域ごとの民有林を対象として、地域の特性に応じた林業施策の推進目標と、森林所有者の森林施業上の指針を示した 10 年間の地域森林計画を樹立し、森林資源を効率的に利用するための適切な保育・間伐等の実施、公益的機能の充実のための多様な森林の育成など森林の質的充実を図っています。

また、計画を適正に推進するため、伐採および伐採後の造林の届出制度等の確実な実行、市町村森林整備計画の適正な運用を図るとともに、森林所有者等が樹立する森林経営計画の作成を促進しました。

表 2-3-12 森林計画区

森林計画区名	計画対象区域
北伊勢	四日市市、桑名市、鈴鹿市、亀山市、津市、いなべ市、東員町、菰野町、朝日町
南伊勢	松阪市、伊勢市、鳥羽市、志摩市、多気町、明和町、大台町、玉城町、南伊勢町、度会町、大紀町
伊賀	伊賀市、名張市
尾鷲熊野	尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、紀宝町

(2) 森林の持つ公益的機能を高める多様な森林づくり（環境林整備）の推進

森林の持つ公益的機能に対する期待が高まる中、これらの期待に適切に対応していくため、森林を公共財としてとらえ、針広混交林化を進めるなど、多様な森林づくりを推進していく必要があります。

平成 13 (2001) 年度から始まった「森林環境創造事業」により、針広混交林の造成を図る環境林づくりを県内全域で進め、令和 5 (2023) 年度は 211ha の森林整備等を実施しました。

(3) 森林教育の振興

「みえ森林教育ビジョン」に基づく取組として、みえ森林教育ステーションを令和 5 (2023) 年度は 15 か所認定し、累計で 29 か所認定したほか、森林教育をテーマにした幼稚園・保育園へ

のアドバイザーの派遣、小学生向けの森林ワークブックに関連した動画を制作しました。また、子どもや学生、企業向けに森林教育に関する講座を開催するとともに、「みえ森づくりサポートセンター」の運営を通じた、学校や地域で実施される森林教育や森づくり活動に係る相談対応と指導者の育成に取り組みました。

(4) 持続可能な森林整備の推進

戦後、荒廃した森林の復旧と増大する木材需要に対応するため、スギやヒノキの拡大造林を推進することにより、県内で約 22 万 ha に及ぶ人工林が造成されました。これらの人工林では、資源の充実のためだけではなく、森林の持つ公益的機能を継続的に発揮していくために、間伐等の適正な管理が行われることが必要です。

しかし、林業の採算性の悪化などから、放置される森林が増加し、公益的機能の低下が危惧されています。

このような状況の中、人工林のうち公益的機能の発揮に配慮しつつ、木材の持続的な生産を行う 15 万 ha の森林を生産林と位置づけ、「造林補助事業」等により 42ha の植栽や 2,385ha を間伐するとともに、森林の有する公益的機能の高度発揮をめざす森林を環境林とし、「森林環境創造事業」をはじめとする事業において計 1,057ha の間伐を実施し、多様な森林づくりを進めました。

(5) 森林の適正な管理の推進

昭和 49 (1974) 年の林地開発許可制度創設以降に許可した林地開発の総件数と総面積は、637 件、7,892ha (令和 5 (2023) 年度末) に達し、ゴルフ場、住宅団地、工場用地の造成と土石の採掘が開発目的の大半を占めています。

このように森林の開発が進む中で、開発許可に対する審査は「災害の防止」等を重点事項とし、許可にあたっては、公益的機能の高い森林の保全、土地利用の適正管理等に配慮し、適正かつ安全な開発が進められるよう努めました。

開発事業にあたっては、計画に基づき、洪水調整池等の防災施設を先行して実施し、開発工事に伴う災害が未然に防止されるよう、指導しました。

表 2-3-13 林地開発許可の状況
(令和 5 (2023) 年度)

開発目的	件数	面積 (ha)
工場・事業場用地	3	25
宅地造成	—	—
ゴルフ場	—	—
レジャー施設用地	—	—
土石採取	1	3
その他	—	—
計	4	28

注) 昭和 49 年から令和 5 年度末までの林地開発許可の実績
は別途資料編を参照してください。

(6) 保安林の持つ公益的機能の高度発揮

森林は、水源のかん養、国土の保全、環境の保全等重要な機能を持っており、急峻な地形と多雨という山地災害等が発生しやすい自然条件を有する本県では、大変重要な役割を果たしています（表 2-3-14）。

このため、特に森林の有する公益的機能の維持・増進を図るべき森林を保安林として、県内の森林面積の 34% にあたる 126,470ha を指定し、森林の適正な保全・管理に努めています（図 2-3-2）。

表 2-3-14 保安林の役割と種類

主な役割	種類
良質な水をはぐくむ保安林	水源かん養保安林、干害防備保安林
山崩れや土石流を防ぐ保安林	土砂流出防備保安林、土砂崩壊防備保安林
その他災害を防ぐ保安林	防風保安林、潮害防備保安林、落石防止保安林
安らぎとうるおいを与える保安林	保健保安林、風致保安林
魚の生息や繁殖を助ける保安林	魚つき保安林

表 2-3-15 三重県認定林業事業体数（令和 6 (2024) 年 3 月現在）

年	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
事業体数	51	50	51	54	51	49	48	47	46	46	47	47	48	49	49	50	50

表 2-3-16 新規林業就業者数の推移

年度	H30	R1	R2	R3	R4	R5
人数	38	37	31	36	28	34

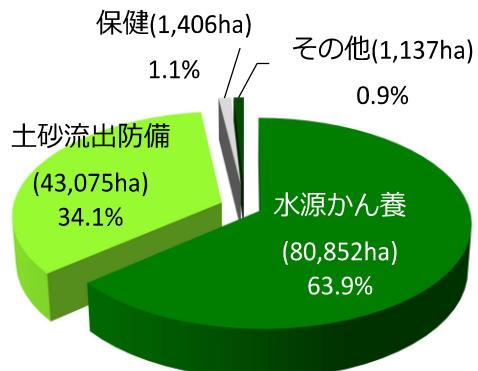


図 2-3-2 保安林の状況（令和 5 (2023) 年度末）

(7) 林業担い手の育成等

地域林業の担い手の育成・確保を目的に、高校生を対象とした林業職場体験研修や就業相談会、林業に関心のある方等を対象とした林業体験ツアーや林業就業支援研修、インターンシップの実施、三重の林業を PR するための首都圏等での就業ガイダンスやセミナーの実施、公益財団法人三重県農林水産支援センターと連携した就業・就職フェアを開催したほか、みえ森林・林業アカデミーにおいて、既就業者を対象とした基本コース、市町職員を対象とした講座、専門的・実践的な知識・技術向上を集中的に行う選択講座等を実施しました。

さらに、林業事業体が作成する事業の合理化や雇用環境の改善をめざした改善計画の認定、安全衛生指導員の養成や林業現場の安全巡回指導、特殊健康診断の支援など雇用環境の整備を進めました。

(8) 環境に優しい素材である木材の利用推進

木を使うことは「森林の循環利用」につながることから、県産材を積極的かつ計画的に使用していくことを宣言した事業者を「木づかい宣言」事業者として登録することとしており、令和5(2023)年度は新たに5事業者が登録され、総登録事業者数は43事業者となっています。

県と事業者が連携して木づかいの取組を発信することにより、本県全体に木づかいの運動を広め、木材の利用推進に取り組んでいます。

3-2 農地環境の保全

(1) 環境保全型農業の推進

令和2(2020)年4月に策定した第2次「三重県における農産物のGAP推進方針」に基づき、生産現場において適切な生産管理や農薬等の農業資材の適正使用を通じて、安全安心な農産物の生産、持続的な農業につなげる取組(GAPの取組)を推進しています。このため、GAP推進指導員の育成に継続的に取り組み、指導活動を通じてGAPを実践する農業経営体の拡大を図っており、GAPの認証取得件数は77件(令和6(2024)年3月末現在)となっています。

また、化学肥料・農薬の低減に加え、地球温暖化防止や生物多様性保全に資する農業生産は、22団体において約349ha(令和6(2024)年3月末現在)で取り組まれています。

さらに、「人と自然にやさしいみえの安心食材表示制度」に基づく生産者・団体の登録は、令和6(2024)年3月末現在で1,217件となっています(表2-3-17)。

表2-3-17 環境保全型農業の推進対策の実施状況
(令和5(2023)年度)

区分	実施主体	内容
環境保全型農業の推進・啓発	三重県	<ul style="list-style-type: none">○ 農産物の国際水準GAPの認証件数 77件○ 環境保全型農業直接支援対策の推進 実施面積 約349ha○ 人と自然にやさしいみえの安心食材の登録件数 1,217件○ 農薬安全使用研修会開催(農薬管理指導士育成 6回)
技術支援	三重県	<ul style="list-style-type: none">○ 病害虫発生予察情報提供(ホームページ)

(2) 農業の担い手の育成

近年、農業・農村において、高齢化・後継者不足が進み、農業生産活動や農地の維持・管理に影響が生じていることから、農業の担い手の確保・育成が必要となっています。

このため、「三重県農業経営基盤の強化の促進に関する基本方針」に基づき、農業経営体の確保、農地集積等による規模拡大を推進しており、認定農業者数は2,112経営体(令和6(2024)年3月末現在)で、認定農業者等への農地集積面積は25,957ha(令和6(2024)年3月末現在)となっています。

令和5(2023)年度には、経営規模の拡大等に取り組むための機械等の導入を支援するとともに、集落営農の組織化・法人化や農地中間管理事業等を活用した農地の利用集積等の推進を通じて、認定農業者等地域農業の担い手となる農業経営体の育成に取り組みました。

(3) 耕作放棄地の発生抑制

近年、農業従事者の高齢化の進行、農産物価格の低迷等により、耕作放棄地が増加する傾向が見られます。このような状態を放置しておくことは、農地としての農業上の有効利用が図られないばかりでなく、集団性の分断など周囲の農地利用を阻害することになり、地域全体の農地利用にとって悪影響を及ぼすこととなります。耕作放棄地の発生抑制について周知するとともに、利用状況・意向調査に取り組みました。

(4) 畜産経営に起因する環境負荷の軽減

家畜ふん尿については、家畜排せつ物法に基づき、適切に堆肥化処理された後、有機質肥料や土壤改良材として、耕種農家等との連携により、適正量が農地還元されるよう推進しています。

また、尿や汚水等について農地還元が困難な場合には、適切な浄化処理を行った上で放流するなど指導しています。

(5) 農地保全活動の推進

農村地域において、多面的機能支払や中山間地域等直接支払等を活用した多様な保全活動を促進し、農地の持つ多面的機能の維持増進を図っています。

(6) 市民農園の促進

市民農園とは、都市住民がレクリエーションや自家用野菜の生産などを目的として、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園です。

県内における市民農園の開設状況は令和 6 (2024) 年 3 月末現在 62 か所が開設されています（表 2-3-18）。

表 2-3-18 地区別市民農園開設の状況
(令和 6 (2024) 年 3 月末現在)

	北勢 地区	中勢 地区	南勢 地区	紀州 地区	伊賀 地区	計
市民農園整備促進法	2	4	3	1	4	14
特定農地貸付法	28	12	1	2	5	48

3-3 沿岸海域環境の保全

(1) 砂浜・磯浜の保全再生

七里御浜海岸は熊野灘に面し、約 20km にわたる直線的に連なる砂礫質海岸で、全国各地でも問題となっている侵食が著しく進んでいます。悪天候時には波が堤防まで打ち寄せ、平成 9 (1997) 年には、井田海岸において堤防が決壊し、また、平成 16 (2004) 年には、同じく井田海岸において天然護岸となっている部分が著しい侵食を受けました。このため、海岸整備事業により人工リーフ等を整備し、砂浜の侵食防止、海岸線の保全を図っています。

(2) 渓流の整備・創出による野生生物生息地の確保

渓流等の自然生態系を保護し、野生動植物の生息域を確保しつつ事業を進めるため、県内を 17 ブロックに分け、「渓流環境整備計画」を平成 14 (2002) 年度末に策定しました。事業実施にあたっては、当計画に沿った設計を行い地域特性に配慮した保護・創出を図っています。

(3) 漁場の保全・改善

① 漁場保全対策の推進

伊勢湾、英虞湾等の内湾域では、海域の貧酸素化、有害赤潮の発生などにより、天然、養殖水産物への悪影響が懸念されています。

このため、令和 5 (2023) 年度も前年度に引き続き、代表的な内湾漁場の水質と底質を測定し、漁場環境の現状と長期変動を調査しました。

また、漁業者を中心とするさまざまな主体が参画した活動組織（海面 23 組織、内水面 5 組織）による、海底の耕耘、海藻の種苗投入、ウニ類等の食害生物の除去、河川流域の清掃等の環境保全活動を支援しました。

② 漁業被害の未然防止

沿岸域の漁場環境の悪化に伴い、赤潮や貧酸素水塊が毎年発生しています（図 2-3-3）。

ア 赤潮の発生状況

令和 5 (2023) 年の赤潮発生件数は、前年より 3 件少なく 7 件でした。また、赤潮による漁業被害が志摩度会海域において 1 件発生しました。

・伊勢湾海域

赤潮の発生件数は 0 件、発生延べ日数は 0 日で、いずれも平成 16 (2004) 年以降の平均値 (5 件、23 日) を下回りました。

・志摩度会海域

赤潮発生件数は 4 件で、平成 16 (2004) 年以降の平均値 (9 件) を下回りました。発生延べ日数は 73 日で、平成 16 (2004) 年以降の平均値 (67 日) を上回りました。

・熊野灘北部海域

赤潮発生件数は 3 件で、平成 16 (2004) 年以降の平均値 (3 件) と同数でした。発生延べ日数は 14 日で、平成 16 (2004) 年以降の平均値 (13 日) を上回りました。

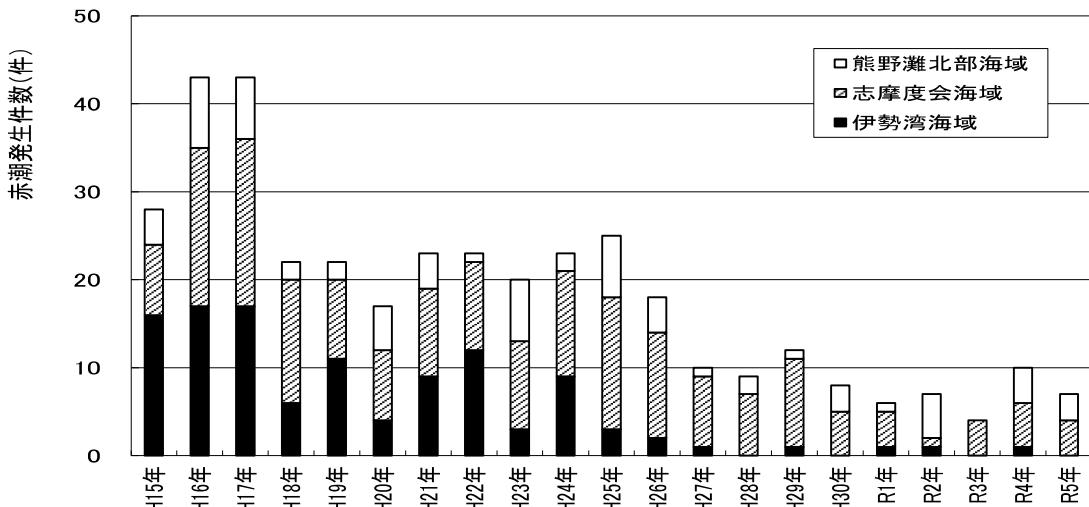


図 2-3-3 赤潮発生件数の推移

イ 油濁による漁業被害の発生状況

令和 5（2023）年度においては、油漏れなど油濁による漁業被害はありませんでした。

なお、令和 5（2023）年度も前年度に引き続き、定期的な水質調査を行い、赤潮発生状況の情報収集、情報発信、漁業被害の未然防止に努めました。

（4）藻場・干潟の保全・再生

藻場や干潟は、有用水産生物など多様な生物の生息の場として大きな役割を果たしているほか、栄養塩類を吸収するなどの水質浄化機能によって、海の浄化にも貢献しています。しかしながら、藻場・干潟は沿岸域の環境の変化や開発行為等により消失しやすく、本県においても減少しているため、藻場・干潟の造成に取り組んでいます。沿岸域からの生活排水の流入等により、漁場環境が悪化し効用が低下している沿岸漁場の生産力の回復や公益機能の増進を図るため、令和 5（2023）年度は、紀北工区において藻場の造成、伊勢湾四期工区（松阪市）において干潟の造成に取り組みました（表 2-3-19）。

表 2-3-19 藻場・干潟造成の実施状況

（令和 5（2023）年度）

事業名	事業内容	事業主体	実施工区
海女漁業等環境基盤整備事業	藻場の造成	三重県	紀北
伊勢湾アサリ漁業環境基盤整備事業	干潟の造成	三重県	伊勢湾四期（松阪市）

3-4 水循環・浄化機能の確保

（1）雨水貯留・浸透機能の維持向上

① 水源地域の森林整備

森林は豊かな水を育む「緑のダム」と呼ばれています。

良質な水資源を安定的に確保するためには、下刈りや除間伐等をはじめとする森林整備を十分に行い、森林と森林土壌を健全な状態に保たなければなりません。

このため、森林の健全化を目的とした間伐を計画的に実施するとともに、効率的な森林整備に資する林道事業や荒廃山地の復旧等を行う治山事業を実施しています。

また、森林の重視すべき機能に応じて、効果的な管理を行うため、森林 GIS（地理情報システム）を活用し、市町や関係者と協働し、森林を生産林（持続生産を重視する森林）と環境林（公益的機能を重視する森林）に区分（ゾーニング）しています。

② 河川流量の確保対策の推進

出水時は洪水調節を行い、平常時は河川における動植物の保護や河川環境を保全するため、必要な河川の流量を安定供給するダムの管理を行っています。

③ ダムの放流水対策

宮川ダムからの冷濁水放流を改善するため、選択取水設備を設置し、平成 18（2006）年 4 月から運用を開始しています。

（2）流域別の総合的な河川水質保全対策の推進

（宮川に望ましい河川流量の回復と対策）

宮川流域ルネッサンス事業を通じた関係者の河川流量回復に向けた努力により、平成 18（2006）年度以降、宮川ダムから毎秒 0.5m^3 の放流を実施しています。

また、平成 26（2014）年度以降、4 月から 9 月までの期間において、栗生頭首工直下の流量が毎秒 3.0m^3 を下回る場合に、宮川ダムから年間 1,000 万 m^3 を上限に不足流量分を放流し、栗生頭首工直下で毎秒 3.0m^3 の放流を確保する流量回復の取組を実施しています。令和 5 年（2023）年度は、約 88 万 m^3 の流量回復放流を実施しました。

第3節 令和6年度以降の取組方向

1 生物多様性の保全および生態系サービスの持続可能な利用の促進

1-1 重要な自然環境や野生生物の保全

(1) 三重県自然環境保全地域の指定

優れた天然林や植物の自生地、野生動植物の生息地などのうち、特に自然環境を保全することが必要な地域について、自然環境保全地域現況調査結果に基づき、自然環境保全地域の指定の検討を進めます。

(2) 三重県自然環境保全地域の管理

三重県自然環境保全指導員等による巡回監視を行うとともに、標識を設置するなどの自然環境保全地域の適切な保全管理を行います。

(3) 県民との自然環境情報の共有化の促進

県内の希少な野生動植物や、保全すべき自然に関するさまざまな情報をホームページに掲載し、県民との情報の共有を進めます。

(4) 開発行為の届出

三重県自然環境保全条例に基づき、1haを超える規模の自然地（樹林地、農地、湿地、湖沼等）が含まれる開発行為（宅地造成、土砂採取、土地開墾、発電施設の設置等）について、知事への届出を義務づけています。届出にあたっては、緑地の確保、希少野生動植物種の保護等に対する配慮を求めます。

(5) 鳥獣保護管理事業の実施

鳥獣の生息環境を保全するため、「第13次鳥獣保護管理事業計画」（令和4（2022）から令和8（2026）年度まで）に基づき、鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域等の指定・管理を行うとともに、鳥獣保護管理員による鳥獣保護区等の巡視、狩猟の指導等を行います（表2-3-20）。

表2-3-20 令和6年度鳥獣保護区等の指定計画
(令和6（2024）年3月末現在)

区分	鳥獣保護区	特別保護地区	休耕区	特定猟具使用禁止区域	指定猟法禁止区域 (鉛製散弾の使用禁止)
箇所数	14	4	—	7	—
面積(ha)	14,356	388	—	759	—
その他	期間更新・新規指定	再指定	—	再指定	—

(6) 三重県レッドデータブック2015を活用した希少野生動植物種の保全

「三重県レッドデータブック2015」に掲載している生物多様性の保全上重要な地域における希少野生動植物種の生息・生育状況調査を継続的に進めます（表2-3-21）。

また、令和6（2024）年度の改訂版発刊を目指に、県内における最新の希少野生動植物種の生息・生育状況を整理し、その内容について有識者とともに改訂作業を進めます。

表2-3-21 「三重県レッドデータブック2015」掲載種数

分類群	絶滅	絶滅危惧	準絶滅危惧	情報不足
動物	5	216	139	79
昆蟲類	14	230	107	83
植物	50	612	125	17
菌類	0	42	9	14
合計	69	1,100	380	193

(7) 希少野生動植物監視地区の指定

県指定希少野生動植物種の生息生育状況を勘案し、必要に応じて三重県自然環境保全条例に基づく希少野生動植物監視地区の指定を検討します。

(8) 三重県指定希少野生動植物種の指定・保護

県内に生息・生育する絶滅のおそれのある野生動植物の種のうち、特に保護する必要があると認められる種について、必要に応じて三重県指定希少野生動植物種として指定することを検討します（表2-3-22）。

表2-3-22 三重県指定希少野生動植物（32種）

分類	種名（和名）
哺乳類	ツキノワグマ
鳥類	カンムリウミスズメ、カラスバト、ウチヤマセンニュウ、サシバ、シロチドリ
魚類	カワバタモロコ、ウシモツゴ、ネコギギ
昆蟲	カワラハニミョウ、ヒメタイコウチ、ギフチョウ
甲殻類	ハクセンシオマネキ、シオマネキ
貝類	カナマルマイマイ
植物	ヒモヅル、ヘゴ、オオタニワタリ、オニバス、マメナシ、ハマナツメ、ムシトリスミレ、トダスゲ、ツクシナルコ、ヒメムカゴシダ、シデコブシ、フジワラサイコ、ヒキノカサ、アゼオトギリ、ヒメキカシグサ、マイヅルテンナンショウ、ミズギク

(9) 天然記念物の指定・保護

① 天然記念物の現状把握

天然記念物の適切な保存と活用を図るため、調査等を実施し、現状の把握に努めます。

② 特別天然記念物カモシカの生息状況調査の実施

鈴鹿山地および紀伊山地カモシカ保護地域付近において、カモシカの生息状況調査を実施します。

③ 天然記念物による食害防止対策

カモシカ保護とカモシカによる食害を防止するため、スギ・ヒノキ等の造林地に防護柵を設置する事業を支援します。

④ 天然記念物再生

ネコギギ生息確認河川およびその周辺河川において、ネコギギ保護増殖個体を放流することで野生個体群の復元・補強に向けた事業を支援します。

1-2 豊かな里地・里山・里海の保全

里地里山の自然を守る地域の住民活動に対し認定を行い、自発的な自然環境保全活動が促進されるような普及啓発を行います。

1-3 生物多様性への負荷の抑制

(移入種対策の推進)

三重県自然環境保全条例において規定されている「地域の生態系に著しく支障を及ぼすおそれのある移入種をみだりに放逐することの禁止」の定着を図るため、外来種の啓発ポスターや啓発チラシを作成・配布し、被害予防3原則（入れない・捨てない・拡げない）について、広く県民へ普及啓発を進めます（表2-3-23）。

表2-3-23 移入種による影響の事例

移入種名	影響事例
アライグマ（哺乳類）	在来種との競合、農林水産業、生活環境等への影響
ヌートリア（哺乳類）	土壤環境等の搅乱、農林水産業等への影響
カミツキガメ（爬虫類）	人の生命又は身体に関わる被害
オオクチバス等（魚類）	在来種の捕食、農林水産業等への影響
オオキンケイギク（植物）	在来種との競合・駆逐
アレチウリ（植物）	在来種との競合・駆逐

1-4 生物多様性保全の基盤整備

(1) 砂防事業における自然環境保全への配慮

「渓流環境整備計画」に沿った事業の詳細計画を作成し、この計画に基づき施設整備を進め、魚・水生動植物の産卵・餌場等生息域の確保等、自然植生・生態系の保全を図ります。

(2) 海岸における親水空間の整備

護岸・堤防等の海岸保全施設の整備とあわせて、海浜利用を促進するため、周辺の自然環境や海岸の生態系に配慮した人工リーフの設置、養浜等を整備します（表2-3-24）。

表2-3-24 海岸環境の整備（令和6（2024）年度）

海岸名等	事業内容
宇治山田港海岸（伊勢市）	堤防、養浜
井田地区海岸（紀宝町）	人工リーフ、養浜

(3) 河川における親水空間の整備

① 潤いとふれあいのある水辺空間の形成

ボランティアによる花木の植栽や清掃等に対する支援を行います。また、周辺景観や地域整備と一体となった河川改修を行います。

② 街のシンボルとしての川づくり

市町の行う街づくりと一体的な、街のシンボルとなる川づくりを進めています。

(4) 河川・渓流・湖沼の保全・再生

令和5（2023）年度に引き続き、令和6（2024）年度は一級河川大内山川等で自然環境に配慮した川づくりを推進します。

2 自然とのふれあいの確保

2-1 自然公園等の整備・活用

(1) 自然公園等利用施設の整備

豊かな自然に親しみ、ふれあう機会を増やすため、自然公園利用施設や自然歩道等の整備を計画的に進めるとともに、安全かつ安心して利用できるよう適正な維持管理を行います。

(2) 自然公園の管理・保護

自然公園内における各種行為に対する許認可の審査等により、自然公園を適正に保護・管理します。また、県内の自然公園における生態系の維持・回復を実現するため、令和6（2024）年度も引き続き、関係機関と協力し、外来種の駆除や植生回復活動などの取組を進めます。

(3) 「三重県民の森」および「三重県上野森林公園」の活用

森林公園の適正な維持管理を進めるとともに、指定管理者と連携して自然体験イベントを行うなど、県民の利用を促進します。

(4) 森林とのふれあいの促進

森林の持つ多様な公益的機能のうち、自然とのふれあいの場や学びの場となっている森林、名所、旧跡や趣のある景色を構成している森林等を必要に応じ保健・風致保安林として指定し、適正な管理を進めます。

2-2 サステナブル・ツーリズムの推進 (都市と農山漁村の交流の推進)

豊かな自然を「体験」という形で生かしていくため、アウトドアレジャー、農林漁業体験など自然体験活動に取り組む人材の育成や活動団体の連携強化、関連企業と連携した情報発信に取り組みます。

さらに、三重の里の魅力を、冊子「三重の里いなか旅のススメ」やホームページ、メールマガジン等で情報発信し、都市と農山漁村の交流を促進します。

2-3 自然とのふれあいを通じた環境意識の向上 (地域特性に配慮した緑化の促進)

(1) 緑化の推進

地域住民、ボランティア団体、市町、企業等、公益社団法人三重県緑化推進協会と連携し、県民参加の植樹祭をはじめ緑のイベントの開催や森林ボランティア活動支援を通じた県民参加の森林づくりを推進します。

(2) 緑化活動の促進

県民参加による緑化活動を促進するため、春期緑化運動期間中に「緑の募金」の普及啓発を行います。

3 森林等の公益的機能の維持確保

3-1 森林環境の保全

(1) 森林計画制度の円滑な執行

森林計画制度の円滑な執行のため、樹立した地域森林計画に基づく森林所有者等への周知・指導を行います。

また、市町村森林整備計画の適正な運用と伐採および伐採後の造林の届出制度等の確実な実行を支援するとともに、森林所有者が樹立する森林経営計画の策定を支援します。

(2) 森林の持つ公益的機能を高める多様な森林づくり（環境林整備）の推進

水源かん養や山地災害防止など、森林の持つ公益的機能の高度発揮を主な目的として、針葉樹と広葉樹が混交した多様な森林づくりを公的に行う「森林環境創造事業」等により環境林整備を進めます。

(3) 森林教育の振興

「みえ森と緑の県民税」を活用し、みえ森林教育ビジョンの実現に向け、各種講座の開催等に取り組むとともに、県と市町が連携して森林教育を進めます。地域で行う森林教育や森づくり活動の促進を図るため、「みえ森づくりサポートセンター」を拠点とし、市町や学校、森林教育の指導者等からの相談に随時対応するなど、活動のコーディネートや森林教育、森づくり活動に関する情報収集と発信、普及啓発を行います。

(4) 持続可能な森林整備の推進

造林・間伐事業等を適切に実施することにより、木材生産機能を最大限発揮する森林づくりを進めるとともに、二酸化炭素の吸収や水源のかん養など、森林の持つ公益的機能を増進します。

(5) 森林の適正な管理の推進

高度な公益的機能の発揮が必要な森林を保安林として指定し、公的な管理を進めるとともに、林地開発許可制度の適正な運用により、森林の適正な管理を行います。

(6) 保安林の持つ公益的機能の高度発揮

水源かん養や土砂流出防備に加え保健休養機能など、多様で高度な機能を持つ保安林の保全を図るため、間伐等による森林整備とコンクリートダム等の治山施設の設置を一体的に実施する、総合的な治山対策等により適正な管理を行います。

(7) 林業の担い手の育成等

地域林業の担い手の育成・確保を目的に、高校生を対象とした林業職場体験研修や就業相談会、林業に関心のある方などを対象とした林業体験ツアーや林業就業支援研修、インターンシップの実施および支援をするほか、県内だけでなく首都圏等でも担い手を確保するため、就業ガイダンスやセミナーを実施します。

また、みえ森林・林業アカデミーのカリキュラムのブラッシュアップを図り、新たな視点や多

様な経営感覚を持った次代を担う林業人材の育成に努めます。

さらに、林業事業体が作成する事業の合理化や雇用環境・労働環境の改善をめざした改善計画を認定します。

(8) 環境に優しい素材である木材の利用推進

木を使うことは「森林の循環利用」につながることから、令和3（2021）年10月に施行した「みえ木材利用方針」に基づき、建築物をはじめ、日常生活や事業活動など幅広い分野において、県産材をはじめとする木材のさらなる利用推進を図ります。また、市町に対しても各市町の木材利用方針に基づいた木材利用の推進を働きかけます。

3-2 農地環境の保全

(1) 農業の担い手の育成

新規就農者や企業等の参入促進、経営体の育成等を支援する「公益財団法人三重県農林水産支援センター」を核に、関係機関との連携のもと、就業希望の段階から経営の発展段階までを総合的に支援します。

また、平成26（2014）年度から実施している農地中間管理事業を活用して、担い手への農地集積を推進します。

(2) 農村地域における農地の適正管理

多面的機能支払や中山間地域等直接支払などを活用し、農用地等の保全管理の取組を推進します。

3-3 沿岸海域環境の保全

(1) 海浜の維持と保全

人工リーフ等により砂浜の流出防止を図るとともに、養浜による海浜の保全・再生を図ります。

(2) 漁場保全対策の推進

漁場環境等の保全・改善を図るため、漁業者を中心としたさまざまな主体が参画する活動組織が行う海底の耕転、海藻の種苗投入、ウニ類等の食害生物の除去、内水面域における河川流域の清掃等の環境保全活動を支援します。

(3) 養殖漁場の適正使用

持続的養殖生産確保法に基づき、適正養殖可能な数量を設定した漁場改善計画により、養殖業者自らが実践する養殖漁場環境の維持・改善活動を推進します。

(4) 藻場・干潟の保全・再生

沿岸漁場の生態系の回復と環境保全を図るために、藻場・干潟の造成に取り組みます。

(5) 七里御浜海岸の侵食対策

人工リーフ等の整備を進めるとともに、養浜による砂浜の回復に取り組みます。

3-4 水循環・浄化機能の確保

(1) 生物指標を用いた水質判定の普及・啓発

身近な河川の観察を行うことで、水質保全に係る意識向上や保全対策が進められるよう、水生生物指標を用いた水質判定の普及、啓発に取り組みます。

(2) ダム事業における河川環境の維持

平常時は水を貯めず、環境への影響が小さい流水型ダム（鳥羽河内ダム）を設置します。

(3) 宮川の流量回復取組

令和3（2021）年4月に策定したかんがい放流と流量回復放流の同時放流の試行運用ルールの検証を通じて、「栗生頭首工直下毎秒3.0m³」の年間を通して安定的な確保に取り組みます。

コラム⑦

みえ生物多様性推進プラン(第4期)の策定

県では、平成 24（2012）年 3 月に生物多様性基本法に基づく地域戦略として、「みえ生物多様性推進プラン（以下「推進プラン」という）」を策定し、県民の皆さん、事業者、NPO 等民間活動団体などのさまざまな主体が、それぞれの役割に応じて、生物多様性の保全と持続可能な利用に向けた取組を進めてきました。

その後、推進プランに基づく取組の実施状況や国の動向をふまえ、4 年ごとに推進プランを見直すことで、県民の皆さんによる地域の自然を守る保全活動など、地域と連携した取組を進めてきました。

近年、生物多様性保全に対しては、より一層の取組が求められており、生物多様性条約第 15 回締約国会議（COP15）において、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、自然を回復軌道に乗せること（ネイチャーポジティブ）が 2030 年ミッションとされました。また、その達成に向けて陸域と海域の 30%以上を保全する「30by30 目標」など 23 の行動目標が設定されました。

このような中、令和 5 年度末で終了する第 3 期推進プランに基づく取組の実施状況や、生物多様性の保全に対する社会的な関心の高まり、国際的な状況等に加え、新たな国家戦略である「生物多様性国家戦略 2023-2030」が策定されたことをふまえ、第 4 期推進プランを策定しました。

「生物多様性国家戦略 2023-2030」では、ネイチャーポジティブの実現に向けた基本戦略が設定されたことから、第 4 期推進プランでは本県の自然や社会的条件をふまえて、3 つの取組方針を整理しました。その取組の一つとして、新たな国家戦略のポイントである、「30by30 目標」の達成に向けて、保護地域だけではなく OECM（保護地域以外で生物多様性保全に資する地域）による保全の取組の推進を施策に明記しました。

これらの取組方針に基づき、引き続き、県民の皆さん、事業者、NPO 等民間活動団体などと連携しながら、保護地域以外や希少種ではない生き物（普通種）の保全など、新たな施策にも取り組んでいくことで生態系ネットワークの形成を促進していきます。



第 4 期推進プランの体系

コラム⑧ 海のゆりかご「藻場」の再生に向けて

● 「藻場」は海のゆりかご？

波打ち際や海の中には色とりどりの海藻が生えています。海藻類は、陸上の植物と同様に、海水中の二酸化炭素を吸収し、光合成によって酸素を放出する機能に加え、窒素やリンなどの栄養塩を吸収することで、水質を浄化する機能があります。藻場は、それらの機能を持つ海藻が密集して生育する場所であり、魚類や貝類など多様な生き物が産卵し、稚魚や稚貝がエサを探したり、外敵から身を隠しながら育つ場所であることから「海のゆりかご」と呼ばれています（図-1）。

● 藻場の減少（磯焼け）

鳥羽市から南の沿岸では、リアス海岸の岩場や入り江の浅場から深場にかけて、サガラメやカジメなどの藻場がみられます（図-2）。藻場は、海の生き物やそれらを採捕する漁業にとって重要な場所ですが、これらの藻場の面積は平成22（2010）年度から令和3（2021）年度にかけて約5分の1にまで急速に減少しています（図-3）。調査の結果、アイゴやブダイなどの魚が海藻類を食べてしまう食害が、藻場減少の一因であることが分かってきました（図-4）。近年は、海洋環境に大きな変化がみられています。特に、平成29（2017）年以降の黒潮大蛇行や気温の上昇による海水温上昇の影響は大きく、以前は水温の下がる冬季には魚による食害は収まっていたと考えられますが、現在は、食害が季節を問わず継続する状況となっています。



図-1 藻場で育つ稚魚



図-2 サガラメ、カジメの藻場

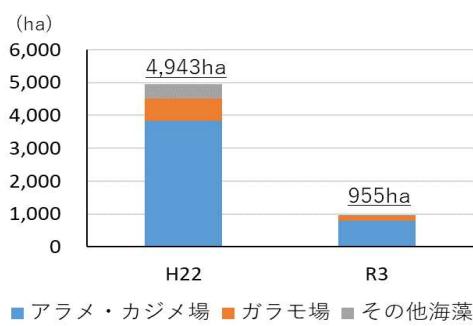


図-3 藻場面積の減少



図-4 アイゴ・ブダイによる食害の様子

● 藻場の再生に向けた取組

県では、減少する藻場を再生するため、次の取組を進めています。

1. 藻場造成

人工的に藻場を再生するため、天然藻場の周辺にコンクリート製のブロックを海底に設置し、藻場の面積を拡大する「藻場造成」に取り組んでおり、平成8（1996）年度から令和5（2023）年度までに約36ヘクタールの藻場造成を実施しました（図-5）。



図-5 藻場造成（ブロックに海藻繁茂）

2. 漁業者等による藻場の保全活動

漁業者はこれまで、魚貝類を獲るだけではなく、それらが育つ漁場の環境を積極的に守ってきました。令和6（2024）年度現在、主に鳥羽市から南の地区において、漁業者を中心とした20の活動組織によって、食害生物や浮遊・堆積物の除去など、藻場の保全活動が進められています。

3. アイゴやブダイなど魚による食害対策

藻場が減少した原因を調べるなかで、海藻をカゴやネットで囲んで保護すれば、食害を受けにくいこと、保護した海藻から周辺に胞子が供給され、新しい海藻の生育につながることが確認できました（図-6）・（図-7）。これらの結果から、それぞれの藻場において胞子の供給源となる藻場を「核藻場」として保護・育成することで、藻場の保全や拡大につながる可能性が考えられます。今後は、漁業者を中心とした活動でも取り組めるよう、ホームセンター等で入手可能な材料でカゴを作成し、海藻の保護効果に加え、強い波浪による設置位置のズレや破損などを検証し、それらの技術を広く展開していきます。

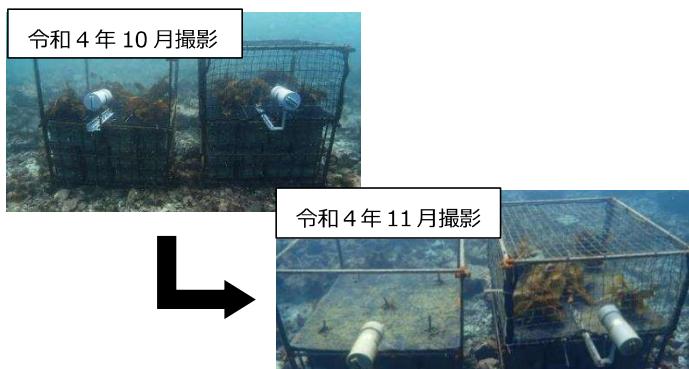


図-6 保護カゴによる食害の確認（左：カゴ無、右：カゴ有）



図-7 保護カゴ周辺で増えた海藻

● 海のゆりかご「藻場」の再生に向けて

海水温が上昇し、食害の影響が増えるなど、藻場にとっては厳しい状況が続いているが、藻場造成（ハード事業）に藻場の保全や食害対策の取組（ソフト事業）を組み合わせることで、今後も、海のゆりかご「藻場」の再生に力強く取り組んでいきます。